

履修免除試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. 平成29年12月5日午後6時ころ、警察官P及び同Qは、京都市内の繁華街をパトロール中、以前、覚せい剤自己使用の罪で逮捕したことのあるXを見つけた。P及びQは、Xに対し職務質問を行い、Xの承諾を得てその所持品を検査したところ、白い粉の入ったビニール袋が発見された。Pは、Xの同意を得て、その場で簡易検査を実施した結果、覚せい剤であることが判明した。そこで、P及びQは、Xを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕しようとして、Xに対し、その旨を告げたところ、Xは、Qから前記覚せい剤の入ったビニール袋を奪い取り、付近にあったコーヒーショップ内に逃げ込んだ。P及びQは、直ちにXを追って同コーヒーショップ内に立ち入り、客Aの座っている椅子の後ろに隠れようとしたXを逮捕するとともに、①Qにおいて、その場で、Xの身体を捜索したが、奪い取られたビニール袋は発見されなかったので、Aの抗議にもかかわらず、Aが座っていた椅子の横に置かれ口が開いていたAの鞆の中を捜索した。Aの鞆の中から、奪い取られたビニール袋やXの名前の刻印された革製の手帳が出てきたので、②Qは、これらのビニール袋及び手帳を差し押さえた。その後、P及びQは、Xを司法警察員Rに引致した。

2. 同日、逮捕後の手続を終え、Xを取り調べていたRは、Xが覚せい剤を所持していたのは自分で使用するためであるとの疑いを抱いたので、Xに対し、尿を提出するよう求めたところ、Xは、Rの求めに応じて尿を任意提出した。同尿の鑑定の結果、覚せい剤成分が検出された。警察において、所要の捜査を行ったが、Xの住居が京都市内であることは判明したものの、覚せい剤の自己使用について、Xの自白を得ることも、目撃者を発見することもできなかった。

検察官は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成29年11月下旬ころから同年12月5日までの間、京都市内又はその周辺において、覚せい剤若干量を自己の身体に摂取し、これを使用したものである。」旨の公訴事実によりXを起訴した。

公判において、③Xの弁護人は、公訴事実は訴因の記載として罪となるべき事実を特定したものといえない旨主張した。

問(1)(配点:50点)

(ア) 下線部①の行為の適法性について論じなさい。(配点:30点)

(イ) 下線部②の行為の適法性について論じなさい。(配点:20点)

ただし、各小問を検討するに当たり、それぞれ先行する警察官の各措置は、適法なも

(刑事訴訟法)

---

のとする。

問(2)(配点:50点)

下線部③の弁護人の主張が認められるかについて論じなさい。